

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年7月22日
【会社名】	V Tホールディングス株式会社
【英訳名】	VT HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 一穂
【本店の所在の場所】	愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	0562(34)5432 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 山内 一郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
【電話番号】	052(203)9500 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 山内 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

銘柄	VTホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注)1
記名・無記名の別	記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金300,000,000円
各社債の金額(円)	金10,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金300,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円。 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	年5.0%
利払日	毎年2月7日及び8月7日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付し、平成22年2月7日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月7日及び8月7日の2回に各々その日までの前半ヶ年分の利息を支払うものとし、最終の利払期日は償還期日とする。</p> <p>(2) 半ヶ年に満たない期間につき利息を計算するときは、実日数について1年365日の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 第(2)号にかかわらず、第1回の利払期日までに本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、これを付さない。また、第1回の利払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払期日後はこれを付さない。</p> <p>(4) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 償還期日後は本社債には利息を付さない。但し、償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定める満期償還日のほか、同欄第(2)号に定める任意償還期日および同欄第(3)号に定める組織再編等繰上償還期日を含むものとする。)に弁済の提供がなされなかった場合には、当社は、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金を支払う。かかる遅延損害金は社債権者の請求があり次第支払われるものとする。</p> <p>2 利息の支払場所 VTホールディングス株式会社 名古屋事務所 管理部</p>
償還期限	平成24年8月7日(火)

償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は本欄第2項第(2)号又は第(3)号に定める価額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還 平成24年8月7日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 任意繰上償還 平成22年8月7日(当日を含む。)から平成24年8月6日(当日を含む。)までの間のいずれかの日(以下「任意償還期日」という。)に、当該時点で残存する本社債の全部または一部を、各本社債の額面100円につき金120円の割合で、任意償還期日まで(当日を含む。)の経過利息とともに繰上償還することができる。当社は、当該時点で残存する本社債の一部を償還する場合には、抽選により決定するものとする。また、当社は、当該時点で残存する本社債の全部を償還する場合には、任意償還期日の30日前までに、繰上償還を行う旨および任意償還期日を本社債の社債権者に対して公告するものとし、また、当該時点で残存する本社債の一部を償還する場合には、当社は、任意償還期日の30日前までに、本社債の社債権者に対し、繰上償還を行う旨、任意償還期日及び繰上償還の対象となる本社債を通知するものとする。</p> <p>(3) 組織再編等による繰上償還 当社が吸収合併もしくは新設合併により消滅すること、当社が吸収分割会社もしくは新設分割会社となる吸収分割もしくは新設分割を行うこと、または当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(これらの吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を、以下「組織再編行為」と総称する。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日(以下「組織再編等繰上償還期日」という。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を額面100円につき金100円の割合で、繰上償還期日まで(当日を含む。)の経過利息とともに繰上償還することができる。この場合、当社は、組織再編等繰上償還期日の30日前までに、当該決議をした旨、繰上償還を行う旨および組織再編等繰上償還期日を本社債の社債権者に対して公告するものとする。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) VTホールディングス株式会社 名古屋事務所 管理部</p>
募集の方法	第三者割当ての方法により、VTグループ投資事業有限責任組合に全額を割当てる。(注)3
申込証拠金(円)	該当事項なし
申込期間	平成21年8月7日(金)
申込取扱場所	VTホールディングス株式会社 名古屋事務所 管理部
払込期日	平成21年8月7日(金) 本新株予約権を割り当てる日は平成21年8月7日とする。
振替機関	該当事項なし
担保の種類	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
担保の目的物	該当事項なし
担保の順位	該当事項なし
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし

担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし
担保の保証	該当事項なし
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に当社が担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了する。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし
取得格付	取得していない

(注) 1 本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。

(注) 2 本件新株予約権付社債の募集の目的及び理由

(1) 本新株予約権付社債発行の目的

当社グループは、積極的なM & A戦略により自動車販売関連事業を中心として事業拡大を果たしてまいりましたが、銀行借入が増加傾向にあることから、当面の経営課題として、財務体質の強化に取り組んでおります。

今回の第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を図っていくためには、借入金の圧縮及び株主資本の充実による財務体質の強化が必要不可欠であるとの判断によるものです。

(2) 転換社債型新株予約権付社債の方法を選択した理由

転換社債型新株予約権付社債を選択した理由といたしましては、市場環境が不安定な時期において、財務体質の強化を行うという目的に沿うものであることに併せ、転換社債型新株予約権付社債の発行が将来の株式への転換による資本増強を見込んだスキームであることが挙げられます。

また、MS (MovingStrike) 型の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行では、想定以上の株式希薄化が進むおそれがあることから、既存株主の利益に配慮し、MS型のスキームを採用していない本新株予約権付社債の発行が適切であると判断いたしました。

また、当社は、本新株予約権付社債発行にあたって、公募増資並びに本件割当先以外に対する新株予約権付社債、株式の第三者割当増資等も検討いたしました。しかしながら、公募増資については市場状況などを勘案し、最良のタイミングであるとの判断にはいたりませんでした。

なお、第三者割当増資等を含め更なる財務体質の強化のための方策については、引き続き検討を進めてまいります。

(注) 3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の名称		VTグロース投資事業有限責任組合 注) 1	
割当新株予約権付社債(額面)		金300,000,000円	
払込金額		金300,000,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都文京区本郷二丁目25番地14号	
	代表者の氏名	代表取締役 川田直司(VTグロース投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社GYAKUSANの代表者)	
	出資金の総額	金305,020,000円 注) 3	
	事業の内容	投資事業	
	大株主	注) 3	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし 注) 3
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項なし 注) 3
	取引関係	該当事項なし	
	人的関係	該当事項なし	

注) 1 割当先の選定理由

割当先となるVTグロース投資事業有限責任組合の無限責任組合員である(株)GYAKUSANは、株式公開準備のコンサルティングや業務・資本提携のコンサルティング、新規ファンドの組成・運用などを手がけており、対象企業の資金調達を円滑にさせるようにサポートすることで、中長期的に対象企業の企業価値を高めることを目指す企業です。

当社は、(株)GYAKUSANより、平成18年9月の同社設立以来複数回にわたって、上場予定の未公開会社に対する投資の仲介を受けております。

また、同社においては、上場企業に対して、本件と類似のスキームの実施実績もあり、前述の取引関係等において、当社の事業展開に関し適切かつ有益な助言を頂いております。本新株予約権付社債の発行方法につきましては、機動的な資本強化を行いたいという当社の考えや資金調達における既存株主に対する考え方を説明したところ同社より十分な理解を得られたことから、(株)GYAKUSANを無限責任組合員とするVTグロース投資事業有限責任組合を割当先として選定いたしました。

なお、VTグロース投資事業有限責任組合への出資者については、無限責任組合員である(株)GYAKUSANがその出資者との面談等を通じて、その出資者およびその取引先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係等を有していないことを確認しており、(株)GYAKUSANからも、この度の本新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しております。

注) 2 割当先の保有方針

当社と割当先との間において、本新株予約権付社債に関する継続保有の取り決めはありません。割当先は、本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として交付を受ける当社株式については、当該割当先の判断により第三者に売却することができます。

なお、(株)GYAKUSANには、本新株予約権の権利行使や当社株式の売却等について、市場の状況を十分に鑑みた上で、当社の経営の安定や企業価値の向上を阻害しない、適時適切な意思決定をお願いしております。

注) 3 出資金の総額、大株主及び出資関係の欄は、平成21年7月22日現在のものである。

(注) 4 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

(注) 5 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次に定めた事実が発生した場合、本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」、別記「利息支払の方法」または別記「償還の方法」第2項第(2)号もしくは第(3)号の規定に違背した場合。
- (2) 当社の解散を当社の株主総会が決議した場合。
- (3) 当社につき破産手続開始の申立てその他の当社が破産、債務超過または一般的な債務履行不能状態に陥ったことを宣言する手続の申立てがあった場合。

(注) 6 社債の社債権者に通知する場合の公告方法

本社債の社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法により行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

(注) 7 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとする。
- (2) 本社債の社債権者集会は名古屋市においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(注) 8 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) (注) 6 に定める公告に関する費用
- (2) (注) 7 に定める社債権者集会に関する費用

(新株予約権の内容等)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式) 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を移転(以下、当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載の金額を指すが、同欄第3項によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額をいう。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、その価額は本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 転換価額は当初92円とし、本欄第3項に従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整 (1) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株当たり発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合、調整後転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または普通株式の無償割当てをする場合 調整後転換価額は、当該株式分割または無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社によって取得される証券(権利)もしくは当社に対して取得を請求することができる証券(権利)または本欄第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに当社によって取得される証券(権利)もしくは当社に対して取得を請求することができる証券(権利)、または行使することにより本欄第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行または付与されるものを除く。)。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本欄を適用する。</p>

	<p>調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、その後新たに転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を吸収合併存続会社とする合併、会社分割または当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金300,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成21年8月7日から平成24年8月6日までとする。ただし、本社債が別記「償還の方法」第1項第(2)号または第(3)号により繰上償還される場合には当該繰上償還の対象となる本社債に付された新株予約権について任意償還期日または組織再編等繰上償還期日の10銀行営業日前の日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日までとする。上記いずれの場合も、平成24年8月6日より後に行使請求することはできない。さらに、当社が別記「償還の方法」第2項第(3)号に定める組織再編行為を行うために本新株予約権の行使を停止する必要があると当社が判断した場合、本新株予約権は、当社が合理的に定める期間（当該期間は30日を超えず、かつ当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。）において行使することができないものとする。この場合、当社は、当該期間が開始する30日前までに必要な事項につき本新株予約権の新株予約権者に対し公告を行う。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし 本新株予約権の取得条項は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織再編行為（別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。）を当社の株主総会で決議した場合、当社は、本項 ないし に定める各会社（以下「承継会社」と総称する。）をして、当該組織再編行為の効力発生日において、残存する本新株予約権付社債の社債権者に対して、本新株予約権に代わり、新たに次に定める新株予約権を交付させることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 吸収合併または新設合併の場合 吸収合併存続会社または新設合併設立会社の新株予約権 吸収分割または新設分割の場合 吸収分割承継会社または新設分割設立会社の新株予約権 株式交換または株式移転の場合 株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社の新株予約権 2 本欄第1項により新たに交付する新株予約権（以下「新規交付新株予約権」という。）の条件は、以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> 新規交付新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。 新規交付新株予約権の目的である株式の種類 承継会社の普通株式とする。 新規交付新株予約権の目的である株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式数」に準じて決定する。 新規交付新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及び価額 当該財産の内容は、組織再編行為によって承継された本社債とし、その価額は当該本社債の額面100円につき100円とする。 新規交付新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。 新規交付新株予約権の取得の事由 新規交付新株予約権の取得の事由は定めない。

	<p>本項 ないし に定める条件のほか、新規交付新株予約権の条件については、本欄第3項に規定する新たな新株予約権付社債の経済的価値が、組織再編行為の効力発生時点における本新株予約権付社債の経済的価値と実質的に同一になるよう、これを定めるものとする。</p> <p>3 本欄第1項により新規交付新株予約権を交付する場合、組織再編行為の効力発生日において本新株予約権は消滅し、新規交付新株予約権を組織再編行為により承継会社に承継される本社債に付して、新たな新株予約権付社債とするものとする。</p>
--	---

(注) 1 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の個数は1個とし、合計30個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

行使請求しようとする本新株予約権付社債の社債権者は、所定の行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに署名または記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

3 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う当社定款の定めに従い、株券を発行しない。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従って新規記録され、または振替えられる。

5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得る経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
300,000,000	17,000,000	283,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

当社グループは、企業買収や資本提携を含む戦略的提携のために必要となる子会社株式・投資有価証券の取得資金を主に金融機関からの借入金により調達してまいりました結果、総資産に対する有利子負債の依存度は高い水準にあり、有利子負債の圧縮による財務体質の強化が最優先課題となっております。

このような状況の下、当期における長期借入金の返済資金確保の必要性から、売掛金・棚卸資産の圧縮、設備投資の抑制、不動産・投資有価証券等の固定資産の売却などの施策を進めておりますが、上記の差引手取概算額283百万円につきましても全額長期借入金返済資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第27期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に追加が生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

（追加事項）

(5) 株式の希薄化について

当社の発行済株式数は、34,293,693株であり、本件新株予約権付社債の潜在株式数は3,260,850株であり、全株転換された場合、転換後の発行済株式数に対して8.68%の希薄化が生じます。しかし本新株予約権付社債の発行により、当社グループの経営の安定化を実現するために必要な財務体質の強化が図られるものであり、また、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を通じた株主価値の増大が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、本新株予約権付社債の転換価額は、株価の変動に伴って修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の効果は、発行時に確定します。よって、本新株予約権付社債の発行は、既存株主への影響を限定するものであると考えております。

以上の理由から、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自平成 20年4月1日 至平成 21年3月31日	平成21年6月29日 東海財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月20日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 興 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後 藤 久 貴
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているV Tホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 興 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後 藤 久 貴
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているV Tホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、V Tホールディングス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、V Tホールディングス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月20日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 興 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後 藤 久 貴
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているV Tホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、V Tホールディングス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月19日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 興 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後 藤 久 貴
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているV Tホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、V Tホールディングス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。